

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金の不正利得の徴収	
根拠法令等及び条項	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金代理受領要綱第7条	
処分基準	根拠条項	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金代理受領要綱第7条
	参考事項	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第12条
	設定等年月日	平成26年 2月14日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 助成決定者又は補装具業者が偽りその他の不正手段によって助成金の支給を受けたときは、助成決定者又は補装具業者に対して当該支給額の全部又は一部の返還を求められることができる。</p>	